

議案第1号

印西市空家等管理活用支援法人の指定に関する方針（案）

令和7年 月 日

（趣旨）

1 本方針は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条に規定する空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関する方針を定めるものとする。

（支援法人の業務）

2 支援法人に求める業務は、次のとおりとする。

- (1) 空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談
- (2) 委託に基づく、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務
- (3) 委託に基づく、空家等の所有者等の探索
- (4) 空家等の管理又は活用に関する調査研究
- (5) 空家等の管理又は活用に関する普及啓発
- (6) その他の空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務

（法人）

3 支援法人の指定を受けることができる法人は、次のとおりとする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (2) 一般社団法人（公益社団法人を含む。）
- (3) 一般財団法人（公益財団法人を含む。）
- (4) 空家等の管理又は活用を図る活動を行うことを目的とする会社